

## 令和6年7月農業委員会定例会議事録

日時	令和6年7月19日（金）午後1時30分～午後2時09分
場所	さぬき市役所3階301・302  議事録署名委員の指名について
日程第1	諸報告
日程第2	農地法第3条に基づく申請審議について（会長提出議案第1～6号）
日程第3	農地法第4条に基づく申請審議について（会長提出議案第7号）
日程第4	農地法第5条に基づく申請審議について（会長提出議案第8～14号）
日程第5	農用地利用集積計画の審議について（会長提出議案第15号）
日程第6	その他
出席委員	1 山下加代子 2 吉原博美 3 眞田幸隆 4 蓮井セツ子 5 松岡浩二 6 池田幸嗣 7 大塚ノブ子 8 林 文夫 9 藤井 修 10 榎村浩二 11 十川隆行 13 戸田修治 14 長田禎二 15 細川和美 16 岩澤佳宣(会長職務代理者) 17 芳竹和政(会長)
欠席委員	12 寒川孝志
事務局	蓮井敏彦事務局長 頼富伸次副主幹 松本美佳係長 藤川英祐主査
農林水産課	玉木省三副主幹
農地機構	猪熊正農地集積専門員 西湊健一農地集積専門員
傍聴者	なし





そうですね。私のミスです。一時転用の場合は備考欄に一時転用と記入していたんですが、すみません、し忘れておりました。申し訳ございませんでした。

そうしたら、資料1ページの3条の説明に戻ります。

会長提出議案第2号について、ご説明させていただきます。地区番号3、受付年月日、令和6年7月1日。譲渡人、●●●●、●●●●様、譲受人、●●●●●●、●●●●様。申請地、●●●●●●●●●●番地●、台帳地目現、況地目ともに畑、地積合計618㎡。譲渡人の申請事由、農業廃止、譲受人の申請事由は、現在経営する農地がないため新規就農としています。権利は所有権の移転を伴うもので、経営面積は0㎡、受人従事数は1人です。資料と致しましては3ページになります。

申請地は、さぬき市●●、●●●●●●●●●●の西約970mに位置しております。譲渡人は金銭的理由から土地を売却する必要があり、申請地への進入路となる隣接の宅地ごと所有権を移転する申請に至りました。譲受人は●●●にお住まいですが、申請地においては野菜や果樹を作付して管理していく計画です。

会長提出議案第3号について、ご説明させていただきます。地区番号3、受付年月日、令和6年7月1日。譲渡人、●●●●●●、●●●●●●様、譲受人、●●●●●●、●●●●●●様。申請地、●●●●●●●●●●番●、台帳地目、現況地目ともに畑、地積319㎡。譲渡人の申請事由、農業廃止、譲受人の申請事由、経営規模の拡大。権利は所有権の移転を伴うもので、経営面積は9,286㎡、受人従事数は2人です。資料と致しましては4ページになります。

申請地は、さぬき市北部、小田出張所の北東約640mに位置しております。申請者は小田地区の農地利用最適化推進委員で、申請地周辺でも営農しており、経営面積の保全管理も行っております。

会長提出議案第4号について、ご説明させていただきます。地区番号4、受付年月日、令和6年7月1日。譲渡人、●●●●●●●●●●、●●●●様、譲受人、●●●●●●●●●●、●●●●様。申請地、●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●番他12筆、台帳地目、現況地目ともに田、地積合計5,104.68㎡。譲渡人の申請事由、労力不足、譲受人の申請事由、経営規模の拡大。権利は所有権の移転を伴うもので、経営面積は14,669.21㎡、受人従事数は2人です。資料と致しましては5ページになります。

申請地は、さぬき市●●、●●●●●●●●の南西約560mに位置しております。申請者は申請地周辺にも農地を所有しており、経営面積の保全管理も行っております。

議案書の2ページをお開きください。会長提出議案第5号について、ご説明させていただきます。地区番号5、受付年月日、令和6年7月1日。譲渡人、●●●●●●、●●●●●●様。譲受人、●●●●●●、●●●●●●様。申請地、●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●番●他1筆、台帳地目、現況地目ともに田、地積合計1,331㎡。譲渡人及び譲受人の申請事由、祖母から孫への生前贈

与です。権利は所有権の移転を伴うもので、経営面積は0㎡、受人従事数は2人です。資料と致しましては6ページになります。

申請地は、さぬき市●●、●●●●●●●●●●の北西約420mと北西約1kmに位置しております。祖母から孫への生前贈与ということで、申請地においては水稻を作付する計画です。

会長提出議案第6号について、ご説明させていただきます。地区番号5、受付年月日、令和6年7月1日。譲渡人、●●●●●●、●●●様、譲受人、●●●●●●、●●●様。申請地、●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●番●、台帳地目、現況地目ともに田、地積550㎡。譲渡人の申請事由、労力不足、譲受人の申請事由、経営規模の拡大。権利は所有権の移転を伴うもので、経営面積は7,738㎡、受人従事数は1人です。資料と致しましては7ページになります。

申請地は、さぬき市●●、●●●●●●●●●●の東約160mに位置しております。申請者は申請地周辺にも農地を所有しており、経営面積の保全管理も行っております。

以上です。

議長（会長） 事務局からの説明が終了致しました。なお、本議案については、●●地区、●●地区、●●地区、●●地区の関係案件ですので、代表委員から調査結果の報告をお願いします。  
●●地区からお願いします。

真田幸隆委員 それでは議案の1号でございますが、7月16日に一応現地の確認を行いました。それで、先ほど説明のあったとおり、もう継続農地ということで、支障はないと思います。ちなみに太陽光の運転開始ですが、2021年12月24日から、ほんじゃけん、前回の貸借のときから一応、運転の開始をされている状況でございます。特に支障はございません。

議長（会長） 続いて、●●地区代表委員から報告をお願いします。

林 文夫委員 第2号議案ですけど、14日の日曜日に推進委員と共に見ました。推進委員の家の裏側にある土地でありまして、資料をもらったときは進入路の問題があると思ったんですけども、事務局に問合せしますと、先ほど説明があったとおり、宅地とも購入されるということで、問題ないのではないかとというふうに考えました。どうぞお願いします。

大塚ノブ子委員 第3号議案についてご報告致します。私たち7月13日に現地確認を行いました。譲受人の●●さんは農地利用最適化推進委員をなさっており、無農薬栽培をしております。そのできた物を出荷して販売しております。大変、農業に熱心な女性です。整地されて管理されていたので、私たちはよろしいのではないかと認めました。よろしくご審議ください。お願いします。

議長（会長） 続いて、●●地区代表委員から報告をお願いします。

十川隆行委員 4号議案でございますけども、これは借りておった田んぼを今度買うという形のもので、何の問題もないと思います。よろしくをお願いします。

議長（会長） 続いて、●●地区代表委員から報告をお願いします。

戸田修治委員 第5号議案、2筆ありますけども、●●●●のほうがちよっと草地になっています。それから、●●のほうはもう今、稲が植わっています。いずれにしても、おばあちゃんから孫への所有権移転ということで、特に問題ないと思います。

それから、6号議案については高齢のために経営移譲ですから、特に問題ないと思います。

議長（会長） 地区代表委員の報告が終わりました。議案第1号から第6号につきまして、質疑等がありましたら、発言を認めます。

全委員 「質疑なし」との声あり。

議長（会長） ないようですので、それでは、議案第1号から第6号についてお諮りします。議案第1号から第6号について異議ありませんか。

全委員 「異議なし」との声あり。

議長（会長） それでは、議案第1号から第6号を原案のとおり認めることと致します。  
日程第3 農地法第4条に基づく申請審議について、会長提出議案第7号を議題とし、上程致します。  
それでは、事務局、説明をお願い致します。

事務局 今月の4条の案件は1件ございまして、面積にして85㎡の1筆です。  
それでは、個別の案件についてご説明致します。議案書3ページからでございます。

会長提出議案第7号について、ご説明致します。地区番号1、受付年月日、令和6年7月1日。申請人、●●●、●●●●様、申請地、●●●●●●●●●●●●●●番●●。台帳地目畑、現況地目宅地、地積85㎡。転用目的は既存宅地の拡張、工事着完予定年月日は昭和54年1月1日から昭和54年12月31日。農地区分は第2種農地で、無断転用是正の案件です。資料と致しましては8から9ページで、位置図を8ページの左側に掲載しております。

申請地は、さぬき市●●、●●●●●●●●●●の東約160mに位置しており、畑、宅地及び道路に隣接しています。申請地は昭和54年頃、併用地







会長提出議案第12号について、ご説明させていただきます。地区番号3、受付年月日、令和6年7月1日。譲渡人、●●●●●、●●●●●様、譲受人、●●●●●、●●●●●様。申請地、●●●●●番他3筆、台帳地目畑、現況地目畑及び道路、地積合計1,303㎡。転用目的、太陽光発電設備に係る防災施設、進入路、駐車場、工事着完予定年月日、令和6年8月25日から令和7年8月24日。権利、所有権移転売買、農地区分、第2種農地、無断転用是正の案件です。資料と致しましては16から18ページで、位置図を16ページの左側に掲載しています。

申請地は、さぬき市●●、●●●●●の西約600mに位置しており、畑、宅地、山林及び道路に隣接しています。譲受人は主に小売業を営む法人で、令和3年6月頃、転用の許可を受けずに沈砂池や水路等の防災施設及び進入路として申請地を造成していました。無断転用の発覚後は農地法やみどり条例の規定に沿って適正な手続を取るよう協議、指導があり、このたび転用申請に至りました。地元土地改良区及び水利組合の同意を得ております。なお、始末書も添付され反省の念を示していることなどから、許可も止むを得ないと考えております。

会長提出議案第13号について、ご説明させていただきます。地区番号5、受付年月日、令和6年7月1日。譲渡人、●●●●●、●●●●●様、譲受人、●●●●●、●●●●●様。申請地、●●●●●番●他3筆、台帳地目、現況地目ともに田、地積合計5,215㎡。転用目的、分譲住宅、工事着完予定年月日、令和6年9月10日から令和9年8月30日。権利、所有権移転売買、農地区分、第2種農地。本年2月に農振除外の申請があった案件です。資料と致しましては19から22ページで、位置図を19ページの左側に掲載しています。

申請地は、さぬき市●●、●●●●●の南約420mに位置しており、宅地及び道路、水路に隣接しています。譲受人は主に不動産業を営む法人で、事業拡大のため分譲住宅用地に適した土地を探していたところ、土地所有者との意向が合致し、申請に至りました。地元土地改良区及び水利組合の同意も得ております。

会長提出議案第14号について、ご説明させていただきます。地区番号5、受付年月日、令和6年7月1日。譲渡人、●●●●●、●●●●●様、譲受人、●●●●●、●●●●●様。申請地、●●●●●番、台帳地目、現況地目ともに田、地積230㎡。転用目的、進入路、工事着完予定年月日、令和6年9月1日から令和6年10月30日。権利、所有権移転売買、農地区分、第2種農地。資料と致しましては23から25ページで、位置図を23ページの左側に掲載しています。

申請地は、さぬき市●●、●●●●●の東約40mに位置しており、山林及び道路、水路に隣接しています。譲受人は建設資材の製造・販売業を営む法人で、併用地である山林での土採取及び採取後の資材置場用地の確保を計画しており、申請地を進入路として利用したいと考えており、農地の管理に困っていた土地所有者との意向が合致し、転用申請に至りました。地元土地

改良区及び水利組合の同意を得ております。

以上です。

議長（会長） 事務局からの説明が終了致しました。なお、本議案については●●地区、●●地区、●●地区の関係案件ですので、代表委員から調査結果の報告をお願いします。

●●地区からお願いします。

松岡浩二委員 それでは、8号については先ほど3条でご説明があったとおり割愛なので、第9号についてご説明を致します。7月16日に一応、現地の確認を行いました。農地のほうは長年耕作されていない状況であり、また、今回購入される有限会社につきましては、隣接がもうその有限会社所有の農地であることから、止むを得ないと判断されます。どうぞよろしくをお願いします。

議長（会長） 続いて、●●地区代表委員から報告をお願いします。

林 文夫委員 第10号ですけども、10号で今、説明があったんですけど、工事着工のところの年月日、何と言いましたか、今。6年8月20日から7年8月19日と言いましたか。そういうふうに聞えなかったです。

事務局 令和6年8月20日から令和7年5月31日と私読みましたが、令和7年8月19日、議案書のほうが正しいです。すみません、読み間違えました。

林 文夫委員 ちょっと書いているのと違ったので聞いただけですが、これ前回の農業委員会で錯誤ということなので、特に問題ありません。

11号ですけども、11号も同じように、推進委員のところだったんですけど、特に問題ありませんので、よろしくをお願いします。

大塚ノブ子委員 第12号について、ご報告致します。私たち7月13日に現地の確認を行いました。皆さん資料の16、17ページを見たら、この地図、何回も見ただことあるなと思うと思うんです。地図ではちょっと分かりにくいかもわかりませんが、場所としては駐車場、それと調整池、それと道路になっておりました。無断転用の是正ということで、私たちはよろしいのではないかと認めることにしました。よろしくご審議いただきたいと思ひます。

議長（会長） 続いて、●●地区代表委員から報告をお願いします。

戸田修治委員 13号議案については、もう既に農振除外の申請地で、私ども既にもう見えています。特に問題ないと思ひます。

それから、14号についても、現況もう山林状態なので、土砂を取るといふことで、進入路ですか、特に問題ないと思ひます。よろしくをお願いします。

議長（会長） 地区代表委員の報告が終わりました。議案第8号から第14号につきまして質疑等がありましたら、発言を認めます。

全委員 「質疑なし」との声あり。

議長（会長） ないようですので、議案第8号から第14号についてお諮りします。議案第8号から第14号について、異議ありませんか。

全委員 「異議なし」との声あり。

議長（会長） それでは、議案第8号から第14号を原案のとおり認めることとし、香川県へ進達致します。

日程第5 農用地利用集積計画の審議について、会長提出議案第15号を上程致します。

なお、今月の議案で、農地中間管理事業対象農用地等総括表の7番、8番、15番から19番、22番、23番が●●委員、13番が●●委員と●、20番、21番が●の関係議案になり除斥対象議案になりますので、後で別審議と致します。

では、事務局から説明を求めます。

事務局 会長提出議案第15号について、ご説明致します。農地の貸し借りについての説明で、議案書6ページから8ページとなります。

権利の受け手は中間管理機構21件となっております。21件のうち新規18件、再設定3件となっております。21件のうち、使用貸借権21件となっております。期間は、10年14件、9年1件、6年6件となっております。

続いて、農地中間管理事業対象農用地等総括表の定例会出席委員さん案件を除いた42件について説明致します。別紙のA3の総括表をご覧ください。

貸付先は、個人18件、法人24件となっております。設定する権利等の種類は、使用貸借権42件となっております。期間は、10年29件、9年2件、6年11件となっております。利用内容は、水稻、麦、露地野菜、飼料用作物の作付となっております。

以上です。

議長（会長） 説明が終了致しました。質疑に入ります。なお、本案件につきましては案件も多く、時間がかかりそうですので、一括して質疑に入ります。質疑等ある場合は整理番号を指定の上、ご発言ください。

全委員 「質疑なし」との声あり。

議長（会長）	ないようですので、それでは、農地中間管理事業対象農用地等総括表の7番、8番、13番、15番から23番を除く議案第15号について原案のとおり認めることとしてよろしいでしょうか。
全委員	「異議なし」との声あり。
議長（会長）	それでは、農地中間管理事業対象農用地等総括表の7番、8番、13番、15番から23番を除く議案第15号について原案のとおり認めることと致します。 続きまして、農地中間管理事業対象農用地等総括表で、●●委員の関係議案である7番、8番、15番から19番、22番、23番、●●委員と●●委員の関係案件である13番、●●委員の関係案件である20番、21番の審議に入りますので、議事進行を職務代理にお願い致します。
議長(会長職務代理者)	それでは、●●委員、●●委員、●●委員の退席を求めます。  (●●委員、●●委員、●●委員 退席)
議長(会長職務代理者) 事務局	では、事務局からの説明を求めます。  農地中間管理事業対象農用地等総括表についての定例会に出席されている委員さんの案件は12件で、設定する権利等の種類は、使用貸借権12件となっております。期間は10年9件、6年3件となっております。利用内容については、水稻、麦の作付となっております。 以上です。
議長(会長職務代理者)	説明が終了致しました。質疑等ありませんか。
全委員	「質疑なし」との声あり。
議長(会長職務代理者)	ないようですので、原案のとおり承認してよろしいですか。
全委員	「異議なし」との声あり。
議長(会長職務代理者)	原案のとおり承認致します。 退席されている●●委員、●●委員、●●委員の再入場を認めます。  (●●委員、●●委員、●●委員 着席)
議長（会長）	本日上程の議案については以上ですが、日程第6 その他で、何かありませんか。

全委員

ありません。

議長（会長）

農地集積専門員から何かありましたら。

農地中間管理  
機構

ございません。

議長（会長）

以上をもちまして、令和6年7月農業委員会定例会を閉会と致します。慎重なる審議を頂き、お礼を申し上げます。

（ 2時09分閉会）

各議案毎の採決結果（議長は可否に入らず）

・農地法第3条に基づく申請審議について

賛成委員・・・・・・・・・・15名 反対委員・・・・・・・・・・0名

・農地法第4条に基づく申請審議について

賛成委員・・・・・・・・・・15名 反対委員・・・・・・・・・・0名

・農地法第5条に基づく申請審議について

賛成委員・・・・・・・・・・15名 反対委員・・・・・・・・・・0名

・農用地利用集積計画の審議について

賛成委員・・・・・・・・・・15名 反対委員・・・・・・・・・・0名

上記は会議の顛末を録して正当なることを証して署名する。

農業委員会会長（議長）

署名委員 13番

署名委員 14番